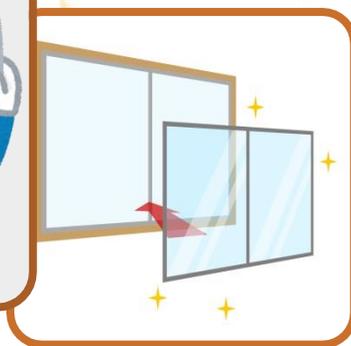


# 民家防音工事助成 事業の事務手続き について



Ver.令和2年6月24日

公益財団法人  
成田空港周辺地域共生財団

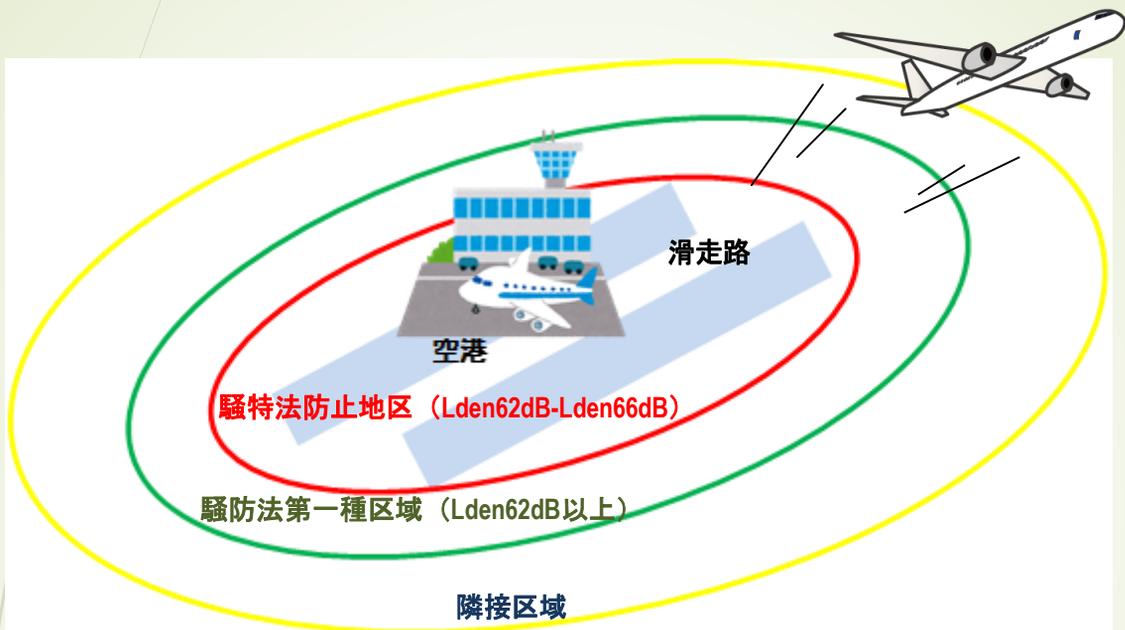


# 目次

- A 民家防音工事助成事業について・・・・・・・・・・・・・2
- B 共生財団の助成対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- C 民家防音工事助成事業の種類（工事内容等）・・・・・・・・・・4
  - ① 拡充工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～ 9
  - ② 内窓設置工事・・・・・・・・・・・・・・ 10～12
  - ③ 後継者住宅防音工事・・・・・・・・・・・・13
  - ④ 防音サッシ部品交換工事・・・・・・・・・・14
  - ⑤ 防音サッシ本体交換工事・・・・・・・・・・15
- D 事務手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- E 連絡先について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

# 民家防音工事助成事業について

成田空港周辺地域の騒音対策は、騒音区域と事業内容によって、成田国際空港（株）（以下、「NAA」という）、関係市町、共生財団が実施しています。



## 【Ldenとは】

航空機騒音の評価指標として使われている時間帯補正等価騒音レベルのことです。1日の航空機騒音の総量を24時間の連続音のレベルで表現したものであり、飛行騒音に加えて地上走行などの騒音も含まれます。

### <騒特法防止地区>

- 新たな住宅等の建築時に防音構造を義務付けられる地区

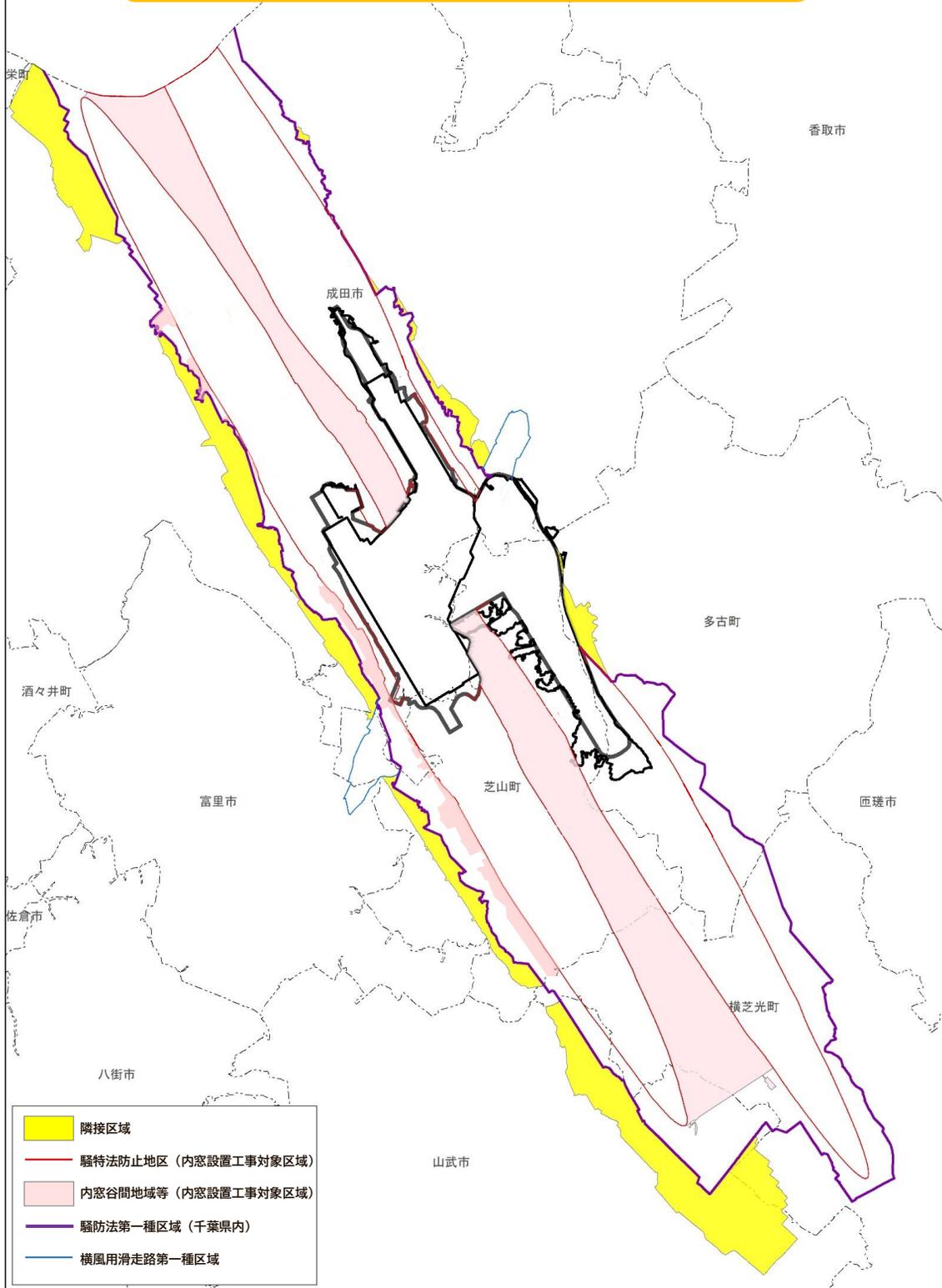
### <騒防法第一種区域 (Lden62dB以上)>

- NAAにより、住宅等の防音工事助成が行われる区域（防止地区を含む）。また、法に定められた対策を超えた、きめ細やかな騒音対策を、関係市町、共生財団が実施する区域

### <隣接区域>

- 第一種区域に隣接する、共生財団が定めた区域
- 共生財団により、住宅への防音工事助成が行われる区域

# 共生財団の助成対象区域



# 民家防音工事助成事業の種類

## ① 拡充工事

第一種区域内（Lden66デシベル未満に限る）に所在し、所有者等が現に居住用に供している住宅であって、NAA、関係自治体又は当財団の助成を受けて防音工事を実施した住宅又は実施しようとする住宅の天井・壁について実施する防音工事の費用を助成する。

## ② 内窓設置工事

騒特法防止地区内・内窓谷間等地域内に所在し、寝室と認められる居室に内窓を設置する工事の費用を助成する。

また、寝室と認められる居室に対して、NAA・共生財団が実施する壁・天井に対する防音工事の省略がされている場合、その寝室における壁・天井の補完工事の費用を助成する。

## ③ 後継者 住宅防音工事

騒防法第一種区域内において、区域指定日時点で所在する住宅の所有者で現に居住する者の後継者の居住の用に供するために建築する住宅に対し、防音工事の助成を行う。

また、恒久化事業として、建て替え時の再助成及び空気調和機器の更新の助成を行う。

## ④ 防音サッシ 部品交換工事

騒防法第一種区域において、NAA、関係自治体又は当財団の助成を受けて防音工事を実施した住宅で、防音サッシの機能を維持するために修繕を必要とするサッシの修理の費用を助成する。

## ⑤ 防音サッシ 本体交換工事

騒防法第一種区域において、NAA、関係自治体又は当財団の助成を受けて防音工事を実施した住宅で、防音サッシの部品交換ができない、又は行っても防音機能の改善が不可能な場合に実施する防音サッシ本体交換の費用を助成する。

# ① 拡充工事

## 対象区域

- ・第1種区域（Lden66デシベル未満の区域に限る）

## 対象住宅

- ・NAA、関係市町又は共生財団の助成による防音工事を実施した住宅もしくは実施しようとする住宅

## 工事内容

- ・壁及び天井部分に減音材を施工

## 再助成制度

- ・制度なし

## 限度額

1人世帯	・・・	130万円
2人世帯	・・・	155万円
3人世帯	・・・	180万円
4人以上世帯	・・・	205万円

- ・限度額を超えた場合は、自己負担となります  
※設計管理費は別途助成

# <拡充工事の標準工法について>

## 1. 壁の工事について（外壁から施工する場合）

外装遮音板、軟質繊維板、軟質遮音シート、漆喰、モルタルを防音材料として使用します。また、防音工事に伴う外壁の張替え（現状回復）も助成対象とします。

### 乾式工法例

- 既存の外壁を撤去⇒外装遮音板を張る
- 既存の外壁を撤去⇒軟質繊維板（又は軟質遮音シート）、外装遮音板を張る
- 既存の外壁を撤去⇒軟質繊維板（又は軟質遮音シート）、プリント鋼板を張る
- 既存の外壁の上に、外装遮音板を張る

### 湿式工法例

- 既存の漆喰を撤去  
⇒漆喰塗り厚さ15mmで塗る
- 既存のモルタルを撤去  
⇒モルタル塗り厚さ20mmで塗る



施工前



施工中



外装遮音版を張る（完成）

既存の外壁を撤去し、胴縁を張る

## 2. 壁の工事について（内壁から施工する場合）

軟質繊維板、軟質遮音シートを防音材料として使用します。また、防音工事に伴う内壁の張替え（現状回復）も助成対象とします。

### 乾式工法・湿式工法例

- ・既存の内壁を撤去⇒軟質繊維板（又は軟質遮音シート）を張り、内壁を復旧する。

## 3. 天井の工事について

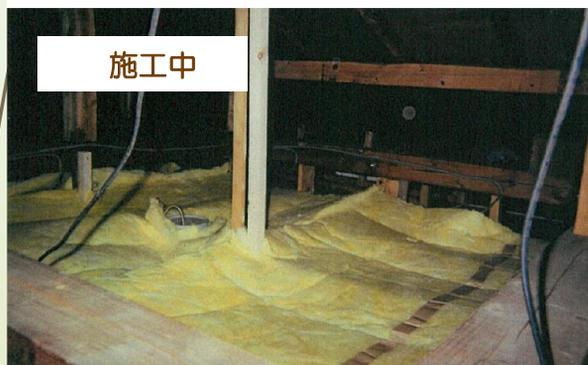
軟質遮音シート、グラスウール（ $32\text{kg/m}^3$ ）を防音材料として使用し、天井裏に敷き込みます。

### 居室（押入を除く）の場合

⇒グラスウール（ $32\text{kg/m}^3$ ）を敷き、その上に遮音シートを敷き込む  
※天井強化のため、吊木を補強する場合があります

### 押入又は、石膏ボード（天井材）新設と同時施工の場合

⇒天井裏にグラスウール（ $32\text{kg/m}^3$ ）を敷き込む



グラスウール敷き込み

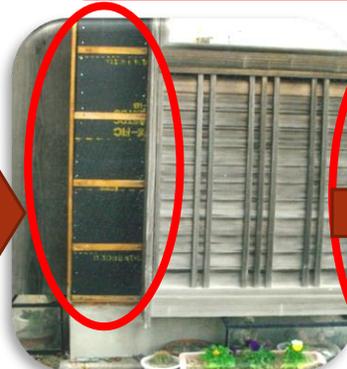


軟質遮音シート敷き込み

# 実際の施工例 その1



施工前



軟質繊維板 貼り



鋼板サイディング仕上



施工前（漆喰塗り）



軟質繊維板 貼り



プリント鋼板仕上

## 実際の施工例 その2

施工前



漆喰部ケレン



※「ケレン」とは塗装する箇所に付着したサビや汚れ、古い塗膜（塗り替え前の塗料で塗った部分）を落とす作業になります

漆喰仕上



## 実際の施工例 その3

施工前



施工中（胴縁）



外装遮音板 仕上



## ② 内窓設置工事

### 対象区域及び対象住宅

《A滑走路に係る防止地区内に所在する住宅》

⇒平成30年10月1日時点で所在する住宅で、現に住居として使用され、NAA・関係市町又は共生財団の助成による防音工事を受けた住宅等もしくは、これから受ける住宅

《その他の地区》

①B・C滑走路に係る防止地区内

②A滑走路とB・C滑走路に係る防止地区に挟まれた谷間地域内

③A滑走路西側の防止地区を除く昭和54年7月10日告示時点における騒防法一種区域（いわゆるB工法区域）内

⇒令和2年4月1日時点で所在する住宅で、現に住居として使用され、NAA・関係市町又は共生財団の助成による防音工事を受けた住宅等もしくは、これから受ける住宅

※防止地区の都市計画決定日後に建築され、NAA等の助成による防音工事を受けられない住宅も対象となります

※アパートや借家は対象となりません

### 工事内容

(1) 内窓設置工事

居住人数分の寝室に内窓等を設置（別図参照）

(2) 補完工事

内窓を設置しようとする寝室の壁・天井の防音工事が省略されている場合に実施する

### 再助成制度

・制度なし

### 自己負担

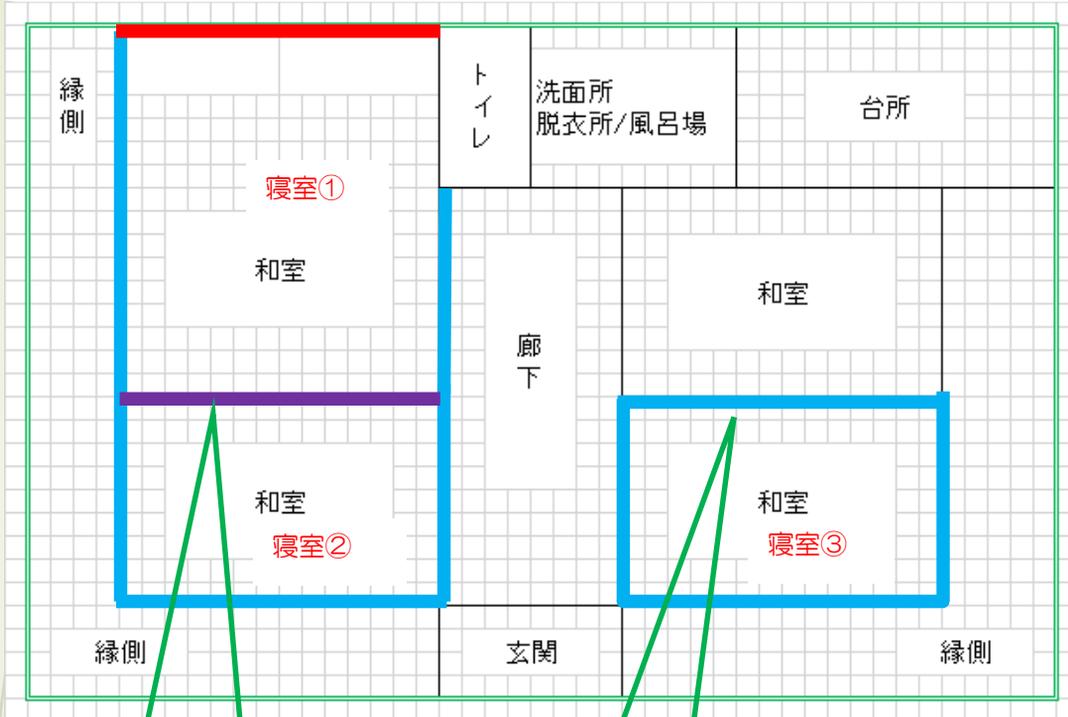
・内窓については、標準的な仕様の商品であれば自己負担は生じませんが、それを超える商品を選択した際には自己負担が生じる場合があります

・補完工事については、限度額を超えた額が自己負担になります

## 別添図

### ※寝室を3部屋指定した場合の例

寝室として居室（①～③）を指定し、サッシ内側部分には内窓を（赤線表示）、ふすまや障子、ガラス戸等の部分については、内窓又は防音建具（青線表示）を設置できます。（省略することも可能）



指定した寝室が2間続きだった場合、間の間仕切りには施工いたしません

二間続きでも、片方の部屋しか指定しなかった場合は、間仕切りの建具を防音建具に交換いたします

#### ～凡例～

- ..... 内窓設置
- ..... 内窓又は防音建具設置
- ..... 対象外建具

## 実際の施工例

※既存が障子の部分に内窓を設置する場合は、和紙風ガラス仕様の内窓を設置可能です。



和紙風ガラス仕様



廊下側から撮影  
(上図の裏側)



施工中



施工後

防音仕様の戸心すま



欄間（彫刻彫り）には強化ガラスを片面にはめ込みます

### ③ 後継者住宅防音工事

#### 対象区域

- ・ 第1種区域

#### 対象住宅

- ・ 第1種区域の指定日（指定日が平成9年10月1日以前の場合は平成9年10月1日）に所在する住宅の所有者等であって、その後継者の住居として新たに建築する住宅

#### 申請者となる者

- ・ 認定等の申請時点で、その家屋を継続して所有し、かつ、申請の1年以上前から居住している者

#### 工事内容

- ・ 防音サッシの設置等
- ・ 空気調和機器の設置

#### 再助成制度

- ・ 空気調和機器の更新
- ・ 建替え時の防音工事の助成

#### 自己負担

- ・ 空気調和機器工事費の5%相当  
※限度額を超えた場合は、限度額を超えた額を加算

## ④ 防音サッシ部品交換工事

### 対象区域

- ・ 第1種区域

### 対象住宅

- ・ NAA、関係市町又は共生財団の助成による防音工事により設置された防音サッシで、設置後メーカー保証期間を経過し、故障等により部品の交換もしくは修理が必要な防音サッシ

### 工事内容

- ・ 防音サッシの部品交換

### 再助成制度

- ・ 初回条件と同じ

### 自己負担

- ・ 工事費の5%相当  
※限度額を超えた場合は、限度額を超えた額を加算

## ⑤ 防音サッシ本体工事

### 対象区域

- ・ 第1種区域

### 対象住宅

- ・ 設置後10年以上経過し、防音サッシ部品交換工事では防音機能の改善が不可能な防音サッシ

### 工事内容

- ・ 防音サッシの本体交換

### 再助成制度

- ・ 初回条件と同じ

### 自己負担

- ・ 工事費の5%相当  
※限度額を超えた場合は、限度額を超えた額を加算

# 事務手続について

## 助成金交付（民家防音工事助成事業）の事務手続の流れ

1. 認定申請書

2. 現地調査

民家防音工事認定書

3. 助成金交付申請書

民家防音工事助成金交付決定通知書

4. 工事の契約

工事の開始

(5. 計画変更承認申請書)

※3の交付申請時から内容に変更があった場合のみ

6. 完成検査

実績報告

7. 確定通知書

8. 助成金の請求、支払い



## <連絡先>

ご不明な点は下記へお問い合わせください

公益財団法人 成田空港周辺地域共生財団 事業部事業課

〒286-0033

成田市花崎町750番地1 ☎0476-20-1778

◇ 成田市役所 空港部 空港対策課

〒286-8585

成田市花崎町760番地 ☎0476-20-1521

◇ 富里市役所 総務部企画課

〒286-0292

富里市七栄652番地1 ☎0476-93-1111

◇ 山武市役所 総務部企画政策課 空港みらい対策室

〒289-1593

山武市松尾町五反田3012番地 ☎0479-80-7115

◇ 芝山町役場 企画空港政策課 空港地域振興係

〒289-1692

芝山町小池992番地 ☎0479-77-3906

◇ 多古町役場 企画空港政策課 空港地域振興係

〒289-2292

多古町多古584番地 ☎0479-76-5409

◇ 横芝光町役場 企画空港課 空港班

〒289-1793

横芝光町宮川11902番地 ☎0479-84-1279